

(総則)

- 第1条** 委託者及び受託者は契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に関する質問回答書を含む。以下「設計書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期限までに完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は委託契約に係る委託代金を支払うものとする。
  - 3 設計書等の表示に明確でない事項があるときは、委託者と受託者との間で協議して確認する。
  - 4 この約款及び設計書等に特別な定めがある場合を除き、仮設、工法等委託業務を施行するために必要な一切の手段については、受託者が定めることができる。
  - 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 9 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計書等に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 10 この約款及び設計書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約は、法令に準拠するものとする。
  - 12 この契約に係る訴訟については、新潟地方裁判所長岡支部をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 13 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(工程表の提出)

- 第2条** 受託者は、契約締結の日から起算して7日以内に委託業務に関する工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が工程表の提出をする必要がないと認めたものについては、この限りでない。
- 2 委託者は、前項の工程表を審査し、特に必要があると認めるときは、受託者に対して変更を求めることができる。

(契約の保証)

- 第3条** 受託者は、委託者が必要と認める委託契約については、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。）第205条第1項各号に掲げるいずれかの有価証券の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他委託者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上に相当する額としなければならない。
- 4 受託者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は財務規則第144条第2項及び第3項に規定する契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第1項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、財務規則第144条第4項の規定により契約保証金の納付を免除する。
- 6 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に相当する額に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- （権利義務の譲渡等）
- 第4条** 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 委託者は、この契約により取得した成果物を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。
- （一括再委託等の禁止）
- 第5条** 受託者は、この契約の履行について委託業務の全部又は委託者が設計書等において指定した主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、設計書等において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計書等において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- （承諾を求める手続）

**第6条** 第4条第1項ただし書及び前条第3項本文の規定により委託者の承諾を得ようとする場合は、権利義務の譲渡若しくは承継等又は下請若しくは委任に係る第三者との契約を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の契約を証する書面には、第4条第1項ただし書及び前条第3項本文による委託者の承諾を得たときにその効力を生じること及び当該契約の変更又は解除は、当該契約の当事者双方の連署による書面をもって委託者に届け出（変更の場合は、その承諾）なければその効力を生じない旨の特約を設けなければならない。

3 受託者が死亡したときは権利義務を相続した者、受託者が破産により消滅したときはその破産管財人又は受託者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を委託者に提出するものとする。

（特許権等の使用）

**第7条** 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法を指定し、設計書等に特許権その他第三者の権利の対象であることが明示されていない場合は、委託者は受託者に対してその使用に要した費用を支払わなければならない。

（監督員）

**第8条** 委託者は、この委託業務の施行について監督員を指定したときは書面をもってその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務の指示

（2）この契約若しくは設計書等の記載内容に関する受託者の確認の申し出又は質問に対する承諾若しくは回答

（3）この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

（4）委託業務の進捗の確認、設計書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾若しくは回答は、原則として書面をもってこれを行わなければならない。

（管理技術者）

**第9条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託金額の変更、履行期限の変更、委託代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せずに自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって委

託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

**第10条** 受託者は、設計書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(管理技術者等に対する措置請求)

**第11条** 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第5条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受け取った日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(設計書等と不適合の場合の補修義務)

**第12条** 委託業務の内容が設計書等に適合しないときにおいて、委託者がその補修を要求したときは、受託者はこれに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等、委託者の責めに帰すべき理由によるときは、第14条各項の規定を準用する。

(図面と現場状態との不一致等)

**第13条** 委託業務の施行に当たり図面と作業現場の状態とが一致しないとき、設計書等に誤びゅう若しくは脱漏があるとき又は地盤等について予期することができない状態が発見されたときは、受託者は直ちに書面をもって監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 委託者は、前項の事実が、委託者と受託者の間において確認された場合において、必要があると認められたときは、委託内容又は設計書等の変更を行わなければならない。

3 前項の規定により、委託内容又は設計書等の変更があった場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

(委託業務の変更、中止等)

**第14条** 委託者は、必要がある場合には、書面をもって受託者に通知し、業務の内容を変更し、施行を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者との間で協議して定める。

2 前項の場合に委託金額を変更する必要があるときの当該変更金額、委託業務を打ち切る場合の出来形部分に対する委託金額は、別表により算出するものとする。

3 第1項の場合において受託者が損害を受けたときは、委託者はこれを賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者との間で協議して定める。

(履行期限の延長)

**第15条** 受託者は、受託者の責めに帰すことのできない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ委託者に対してその理由を明示した書面をもって、履行期限の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、委託者と受託者との間で協議して定める。

(臨機の措置)

**第16条** 受託者は、災害防止等のために特に必要と認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、受託者は緊急かつやむを得ないときを除き、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。

2 前項の場合において、受託者はその採った措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他委託業務の施行上緊急かつやむを得ないときは、受託者に対して臨機の措置を採ることを求めることができる。この場合において、受託者は直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項又は前項の措置に要した経費については、委託者と受託者との間で協議の上、これを委託金額の範囲内の負担とすることが不適当と認めるときは、その全部又は一部を委託者が負担するものとする。

(一般的損害)

**第17条** 第20条の規定による委託業務の完了検査に合格する前の成果物について生じた損害は、受託者がその費用を負担する。ただし、当該損害が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

**第18条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。ただし、その原因が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者がその賠償額を負担する。

(天災その他の不可抗力による損害)

**第19条** 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、委託者、受託者双方の責めに帰すことができないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、委託業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具等に損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により填補されるものを除く。以下本条において同じ。）を生じたときは、受託者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を書面をもって受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、委託者に対して書面をもって損害による費用の負担を請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（委託業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具等であつて、第24条第2項の規定による検査又は立会いその他受託者の委託業務に関する記録等により確認できるものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、委託者と受託者との間で協議して定める。

(1) 委託業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する委託代金の額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具等に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具等について、当該委託業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該算定した額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力による損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による委託金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とそれぞれ読み替えて同項の規定を準用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取り片づけに要する費用のうち、受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくと認められるものについては、受託者の負担とし、その他の費用については、委託者と受託者との間で協議して定める。

(検査及び引渡し)

**第20条** 受託者は、委託業務が完了したときは、書面により委託者にその旨を届け出なければならない。

2 委託者は、前項の届出書を受領したときは、その日から起算して10日以内に受託者の立会いの上、設計書等に定めるところにより、委託業務が完了したことを確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者が前項の検査によって委託業務の完了を確認し、検査に合格したことを受託者に通知したときをもって、成果物の引渡しがあったものとみなす。

4 検査に合格しないときは、受託者は自己の負担で委託者の指定する期間内にこれを補修又は改造して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、補修又は改造の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

5 委託者は必要があるときは、破壊検査をすることができる。この場合において、受託者は、自己の負担で委託者の指定する期間内にこれを回復しなければならない。

6 前2項の場合に第2項の規定による検査の期間の計算は、委託者が受託者から当該補修又は改造若しくは回復を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

(委託金額の支払)

**第21条** 受託者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、委託金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が提出する適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(部分使用)

**第22条** 委託者は、成果物の一部が完成した場合に、その部分の検査を行い、合格と認めたとときはその合格部分の全部又は一部を受託者の書面による同意を得て使用することができる。

2 委託者は、必要があるときは、成果物の未完成の部分についても受託者の書面による同意を得てこれを使用することができる。

3 前2項の場合において、委託者はその使用部分について管理上の責任を負う。

4 第1項又は第2項の場合において、委託者の使用により受託者に損害を及ぼしたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は委託者と受託者との間で協議して定める。

(前金払)

**第23条** 受託者は、1件の設計金額が300万円以上の公共工事に要する経費に関し、当該委託業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運搬費及び保証料に相当する額として必要な経費を前金払対象の範囲とし、保証事業会社と契約書記載の委託業務の完了の時期を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、委託者に対して財務規則第92条第2項に規定する前払金を請求することができる。

2 前項に規定する前払金の請求は、委託金額の10分の3以内の金額（10万円単位とし、10万円未満は切り捨てる。）とし、委託期間の始期から2分の1の期間に請求するものとする。なお、継続委託等で、複数年契約する場合は、各年度の支払限度額に対する10分の3以内の金額とする。ただし、前項に定めた以外の委託契約において、その委託内容の性質上前払金の請求について市長が認める場合は、この限りでない。

3 受託者は、第1項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。

4 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

5 委託者は、第1項の規定により受託者が提出する適法な請求書を受領したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

6 委託内容の変更その他の理由により、著しく委託金額を増額した場合においては、受託者は、その増額後の委託金額に対する第2項の規定に基づく前払金から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、前払金の支払においては、前項の規定を準用する。

7 委託内容の変更その他の理由により委託金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託金額の10分の5を超えるときは、受託者は、その減額のあった日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者との間で協議して返還額を定める。

8 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

**第24条** 受託者は、1件の設計金額が300万円以上の公共工事に係る業務委託契約に関し、委託業務の完了前に委託業務の出来形部分で、一部履行届を提出し、監督員の検査を受け、当該検査に合格した部分（移動が可能又は変質のおそれがある委託材料を除く。）があるときは、当該部分に相応する委託金額相当額の10分の9以内の額（以下「部分払金」という。）について、次項以下に定めるところにより財務規則第151条第1項に規定する部分払金を請求することができる。ただし、この請求は、別表により定める回数を超えることができない。

2 受託者は、部分払金を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託業務の出来形部分の検査を委託者に求めなければならない。この場合において、委託者は、遅滞な

くその検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。

- 3 部分払金の額は、別表により算出するものとする。
- 4 受託者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払金を請求することができる。この場合において、委託者は受託者が提出する適法な請求書を受領したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 委託者は、部分払金を支払う場合は、受託者が当該支払の対象となる物件について危険担保をする旨を契約書に明記しなければならない。
- 6 財務規則第151条第2項ただし書の規定は、適用しない。

(履行遅滞による損害)

**第25条** 委託者は、受託者の責めに帰す理由により、契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みのあるときは、受託者から違約金を徴して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金は、その延滞日数1日につき委託金額の1000分の1の額とする。
- 3 第1項の違約金は委託代金を支払う際、その支払額から控除する。
- 4 委託者の責めに帰す理由により第21条第2項による委託代金の支払が遅れた場合は、受託者は委託者に対し法定率による遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任等)

**第26条** 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、引き渡された成果物に関し、第20条第3項の規定による引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求等を行うことのできる期間は10年とする。

5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

6 委託者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に



通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

- 7 委託者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された成果物の契約不適合が設計書等の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託者の解除権等)

**第27条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受託者の責めに帰す理由により契約の履行期限内又は履行期限後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 正当な理由がなく、契約の着手期限までに委託業務に着手しないとき。
  - (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、第12条及び第26条の補修又は履行の追完がなされないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次項において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

- (8) 第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6か月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (10) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6か月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (11) 受託者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (12) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
  - (13) 受託者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 3 委託者は、前項の規定によるほか、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 4 第23条第5項の規定により前金払を行い、かつ、委託業務の完了前に契約が解除された場合において、この契約の解除が第27条第1項、第2項若しくは第3項の規定によるとき、又は第28条第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受託者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第25条第4項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第30条又は第31条の規定による解除にあっては、当該前金払額を委託者に返還しなければならない。
- 5 委託業務の完了前に契約が解除された場合に、一部完成した成果物で委託者の検査に合格したものがあるときは、当該成果物を委託者の所有とすることができる。この場合において、委託者は、当該成果物に対する委託金額の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受託者に支払わなければならない。
- 6 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。
- 7 第2項第7号及び第9号から第13号まで又は第3項各号の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 8 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、委託者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。  
（委託者の損害賠償請求等）

**第28条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の成果物に契約不適合がある場合
  - (2) 第27条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除された場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第27条第1項各号、同条第2項第1号から第6号まで若しくは第8号の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項の場合（第27条第2項第7号及び第3項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担

保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

- 5 第1項各号若しくは第2項各号又は第25条第1項に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項並びに第2項及び第25条第1項の規定は適用しない。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第29条** 第27条第1項から第3項までに定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第27条第1項から第3項までの規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の任意解除権）

**第30条** 委託者は、委託業務の完了前において、第27条第1項から第3項までの規定によるほか、必要がある場合には、この契約を解除することができる。

- 2 第27条第4項の規定は、前項により契約を解除した場合に準用する。ただし、第27条第4項の利息に関する部分は、これを準用しない。

- 3 第1項により契約を解除したことにより受託者に損害を生じたときは、委託者はそれを賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者との間で協議して定めるものとする。

（受託者の解除権）

**第31条** 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第14条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額の額が3分の2以上減少したとき。

（2）第14条第1項の規定により委託業務を中止し、その期間が委託期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（3）委託者が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。

- 3 第27条第4項及び前条第3項の規定は前2項により契約解除した場合に準用する。ただし、第27条第4項の利息に関する部分は、これを準用しない。

（受託者の損害賠償請求等）

**第32条** 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第33条** 第31条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償の予定)

**第34条** 受託者は、第27条第2項第9号から第13号までのいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、委託金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、委託者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

(臨時検査)

**第35条** 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の施行の途中において随時その職員をして検査させることができる。

(監督又は検査の委託)

**第36条** 委託者は、必要があると認めるときは、委託者の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は委託事項及び委託を受けた者の氏名を書面をもって受託者に通知しなければならない。

(紛争の解決方法)

**第37条** この約款において、委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者が協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

(個人情報の保護)

**第38条** 受託者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項の規定により受託者がこの契約による業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。この場合において、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

**第39条** この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈に関し疑義を生じたときは、委託者と受託者との間で協議して定める。

別表

項目	適用条文	算式	摘要
----	------	----	----

委託金額を変更する場合	第14条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回目の変更の場合 〔変更設計額×元委託額÷元設計額〕×1.10＝変更後の委託金額</li> <li>・第2回目（以降）の変更の場合 〔2回目（以降）変更設計額×元委託額÷元設計額〕×1.10＝2回目（以降）変更後の委託金額</li> </ul>	左の算式中、括弧内の計算の結果1千円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合を除きこれを切り捨てる。
委託を打ち切る場合	同上	・〔出来形査定設計額×委託金額〕÷設計額＝打切後の最終委託契約額	算出の結果1千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
前金払をする場合	第23条	前金払＝委託金額×3/10以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 算出の結果10万円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。</li> <li>2 1件の設計金額が300万円以上の公共工事に要する経費に適用する。</li> <li>3 その他特別の事情により上記2及び左記算出方法により難しい場合は、別段の定めをすることができる。</li> </ol>
部分払をする場合	第24条 第3項	<p style="text-align: center;">部分払金＝委託金額×委託出来形×0.9－前払金控除額－既支払額</p> <p>(1) 委託出来形 委託出来形＝出来形査定設計額÷設計額 (小数点以下2位未満切捨)</p> <p>(2) 前払金控除額（1円未満の端数切捨）</p> <p>ア イ以外の場合 前払金控除額＝前払金×委託出来形</p> <p>イ 継続委託の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 算出の結果10万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</li> <li>2 左記(2)について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託者が必要と認める場合は、ア及びイの算式にかかわらず前払金の全額を控除することができるものとする。</li> <li>(2) イの算式によって得た額が当該年度前払金を超え</li> </ol> </li> </ol>

		<p>前払金控除額＝当該年度前払金額 ×〔委託金額×委託出来形－前年度以前支払額〕÷当該年度支払額</p> <p>(3) 既支払額 継続委託の場合は、前年度以前に支払った前払金を含む。</p>	<p>た場合は、当該年度前払金の額とする。</p> <p>3 その他特別の事情により左記算出方法により難しい場合は、別段の定めをすることができる。</p>
部分払の回数	第24条第1項	<p>設計額が300万円以上3,000万円以下の契約 1回 設計額が3,000万円を超え、1億以下の契約 2回 設計額が1億円を超える契約 別途設定する。</p>	<p>設計変更により50%以上増額した場合、又は委託期間を3分の1以上延長した場合で、特に必要があると認められる時は、回数を増やすことができる。</p>
契約を解除する場合	第27条 第28条 第30条 第31条 第32条	<p>〔出来形査定設計額×委託金額〕÷設計額 ＝委託代金相当額</p>	

注1 「変更設計額」とは、変更後の設計額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。

注2 「元設計額」とは、当初の設計額をいい、「元委託額」とは、当初の委託額をいう。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の制限)

第3 受託者は、委託者の承諾を得た場合を除き、自ら個人情報の処理を行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (収集の制限)

第4 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第5 受託者は、委託者の承諾がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の制限)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (適正管理)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

#### (資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指定したときは当該方法によるものとする。

#### (事故発生時における報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

#### (契約の解除)

第10 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除された場合においては、委託者の受けた損害を賠償しなければならない。

#### (持ち出しの禁止)

第11 受託者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受託者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (漏えい等が発生した場合の責任)



第12 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事案が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(従業者の明確化)

第13 受託者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、委託者から求めがあったときは、委託者に報告しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第14 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(報告義務)

第15 受託者は、委託者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について委託者に対して報告しなければならない。

(実地検査)

第16 委託者は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲において、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。